定期報告対象が追加されます

建築基準法第12条第1項(定期調査)及び第3項(定期検査)に基づく報告制度の実効性の 確保のため、同法及びこれに基づく政令が改正されます。また、これに伴い特定行政庁の規則が 改正され、定期報告対象が追加されます。

1、定期報告対象建築物に飲食店・遊技場等を追加(平成28年度から)

【新たに追加される用途】

飲食店、遊技場 (パチンコ店・カラオケボックス等)、待合、料理店、展示場、キャバレー、カフェー、バー、ナイトクラブ、ダンスホール

【対象規模及び報告の時期】

| 特殊建築物 | | 建築設伽 | Ħ |
|---|--|---|-------------------------------------|
| 規模(Aはその用途に供する部分の 床面積の合計とする。) | 報告の時期 | 規模 (その用途にかかわる範囲) | 報告の時期 |
| ①3 階以上の階でA>100 ㎡のもの ②A≧500 ㎡のもの ③地階でA>100 のもの | 毎年1回 ※当該用途が 1000㎡未満は 2年に1回 | 500㎡を超えるもの または 3以上の階数を 有するもの | 毎年1回 (4月1日から12月 25日まで) |

2、定期検査対象建築設備に防火設備を追加(平成30年度から)

| 報告の必要な防火設備 | 対象建築物(次ページ参照) | 報告の時期 |
|---------------|-------------------------|------------|
| | ① 国が定める建築物。 | |
| 右記①または②の建築物に設 | ② ①のほか、病院、診療所(患者の収容施設があ | 毎年1回 |
| けられた、 | るものに限る。)サービス付高齢者向け住宅、認 | (4月1日から |
| 随時閉鎖又は作動をできるも | 知症高齢者グループホーム、障害者グループホ | 12 月 25 日ま |
| の(防火ダンパーを除く。) | ームまたは就寝用途の児童福祉施設等に供す | で) |
| | る部分の床面積の合計が200㎡以上の建築物 | |

3、定期検査対象建築設備に小荷物専用昇降機を追加(平成30年度から)

| 報告の必要な小荷物専用昇降機 | 報告の時期 | |
|--|--------------------------------------|--|
| 小荷物専用昇降機で、昇降路の出し入れ口の下端が、当該と られる室の床面より50cm 未満のもの | 出し入れ口が設け 毎年1回 (4月1日から 3月31日まで) | |

【お問い合わせ先】

奈良市 建築指導課 TEL 0742-34-4750 (ダイヤルイン)



国が政令で規定する建築物および特定行政庁が指定する建築物(下表参照)の所有者・管理者は、定期に専門技術をもつ (建築基準法第12条第1項・第3項) 資格者に調査・検査をさせて、その結果を特定行政庁に報告する旨が規定されています。

定期報告を要する特殊建築物・建築設備・防火設備

平成28年度版

| | 特殊建築物 | | 建築設備※1 | ×1 | 防火設備※2 <i>【H30年度から】</i> | |
|---|--|--------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|---|--------|
| 用 体 | 規模 | 報告の時期 | 規模 | 報告の時期 | 規模 (当該用途に供する部分が避難階のみの 建築物を除く。) | 報告の時期 |
| 学校・学校に付属する体育館 | ①3階以上の階でA>100㎡のもの ②A≥2,000㎡のもの | 3年に1回 | 以黎 女 | | 对象外 | |
| 病院、診療所(患者の収容施設を有しないものを除く。)又は就寝用途の児童福祉施設等※3 | ①3階以上の階でA>100㎡のもの②A≥300㎡のもの③地階でA>100㎡のもの | 回に3年に1回 | | | ①3階以上の階でA>100㎡のもの②A≥200㎡のもの(避難階のみの建築物も含む。)③地階でA>100㎡のもの | 每年1回 |
| 児童福祉施設等 (就寝用途の児童福祉施設等を除く。) | ①3階以上の階でA>100㎡のもの ②A≥300㎡のもの | I | | 1) 1, | 対象外 | |
| 劇場、映画館、演芸場、観覧場 (屋外観覧場は 除く。)、公会堂又は集会場 | ①3階以上の階でA>100㎡のもの②A≥200㎡のもの③劇場、映画館又は演芸場で主階が1階にないもの④地階でA>100㎡のもの | 毎年1回 | 500mを超えるもの または 3以上の階数を | # + - 回 * 国土交通 大臣が定め る検査の項 | ①3階以上の階でA>100㎡のもの②客席部分のA≥200㎡のもの③劇場、映画館又は演芸場で主階が1階にないもの④地階でA>100㎡のもの | |
| 百貨店、マーケット、展示場、キャパレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗(床面積が10㎡以内のものを除く。) | ①3階以上の階でA>100㎡のもの ②A≥500㎡のもの ③地階でA>100㎡のもの | 毎年1回 * A<1,000㎡ | 有するもの※4 | 目について は3年以内 毎 | ①3階以上の階でA>100㎡のもの②2階部分A≥500㎡のもの③A≥3000㎡のもの④地階でA>100㎡のもの | 每年1回 |
| ホテル又は旅館 | ①3階以上の階でA>100㎡のもの②A≥300㎡のもの③地階でA>100㎡のもの | 2年に1回 | | | ①3階以上の階でA>100㎡のもの ②2階部分A≥300㎡のもの ③地階でA>100㎡のもの | |
| サービス付き高齢者向け住宅・認知症高齢者グ ルーブホーム・障害者グループホーム | ①3階以上の階でA>100mのもの②2階部分A≥300mのもの③地階でA>100mのもの | | 校教 | | ①3階以上の階でA>100㎡のもの②A≥200㎡のもの(避難階のみの建築物も含む。)③地階でA>100㎡のもの | |
| 上記以外の下宿、共同住宅又は寄宿舎 (延べ面積が1,000㎡以上のものに限る。) | 3階以上の階でA>100㎡のもの | <u>.</u> | | | 対象外 | |
| 博物館・美術館・図書館・ボーリング場・水泳場・ 体育館(学校に付属するものを除く。) | ①3階以上の階でA>100㎡のもの ②A≥2000㎡のもの | カ コ コ コ | 500㎡を超えるもの または 3以上の階数を | 每年1回 | ①3階以上の階でA>100㎡のもの ②A≥2000㎡のもの | 每年1回 |
| 事務所その他これに類するもの (階数が5以上で延べ面積が1,000㎡を超えるものに限る。) | 3階以上の階でA>100㎡のもの | | 有するもの※4 (ボーリング場・体育館 ・水泳場を除く。) | 무 교 * | 対象外 | |
| エレベーター(かごが住戸内のみを昇降するものお。 | エレベーター(かごが住戸内のみを昇降するものおよび労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するものを除く。)・エスカレ | のを除く。)・エスカレ | <u>~</u> | 每年1回 | | |
| 小荷物専用昇降機(昇降路の出し入れ口の下端が | 小荷物専用昇降機(昇降路の出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面より50cm未満のもの)【平成30年度から】 | 【平成30年度から】 | | 毎年1回 | ・Aは当該用途に供する部分の床面積の合計とする。 ・規模欄で①②・・・とあるのは、それぞれどれかに該当すれば対象とな | れば対象とな |
| 建築基準法施行令第138条第2項各号に掲げる工作物(観光用エレベーター、遊技施設) | エ作物(観光用エレベーター、遊技施設) | | | 毎年1回 | 2° | |
| 1996年,李介兴年,李介兴年,李明明年 | 图 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | | | | |

^{※1} 建築設備・・・換気設備・排煙設備・非常用の照明装置

^{※2} 防火設備・・・防火設備のうち随時閉鎖又は作動をできるもの(外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパーを除く。)

就寝用途の児童福祉施設等・・・助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設(小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。)その他これに 類するもの(宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター等)、養護老人ホ−ム、特別養護老人ホ−ム、軽費老人ホ−ム、母科老人ホ−ム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホ−ム、障害福祉サ−ビス <u>ო</u>

^{※4} 例えば、地下1階、地上2階建ての建築物の場合、3以上の階数を有するものとなります。